

# 犯罪や非行を した人の 立ち直りを 支える

雇用という社会貢献

法務省

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク



ハローワーク・保護観察所主催の就職説明会

就労支援センター  
での就業訓練

## 「雇用」で犯罪や非行からの立ち直りを支える

犯罪や非行をした人の中には更生したいという強い気持ちを持つ人が多くいます。

しかし、更生するには自分自身の気持ちだけではなく、安定した収入を得て自立した生活を送ることや、彼らの立ち直りを励ましてくれる人の存在がとても重要です。

罪を反省した彼らが、「職場」という居場所を見つけ、立ち直るために、彼らを新しい仲間として迎えてくださる雇用主の皆さんを探しています。



刑務所における援農作業



刑務所の外にある食品工場における従業員との共同作業

# もくじ

- 1 . 現状と制度 ······ P 03
- 2 . 雇用の手順 ······ P 05
- 3 . 事業主の方がご利用できる支援制度について ····· P 07
- 4 . 犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組 ····· P 12
- 5 . Q & A ······ P 14
- 6 . 相談先 ······ P 15



就労支援スタッフによる指導



協力雇用主による指導

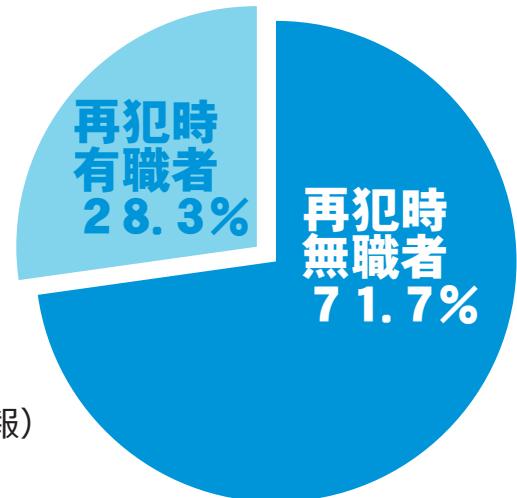
# 1 現状と制度

1 現状と制度

## 1

再犯をして刑事施設に入った人の  
多くが仕事をしていませんでした。

(出典：令和2年矯正統計年報)



## 2

国は犯罪や  
非行をした人の  
再犯防止のため、  
就労支援に力を  
入れています。

再犯防止推進計画

刑務所出所者等  
総合的就労支援対策

就労の確保に関する  
23の施策の推進

就労支援における  
関係機関の連携

## 3

就労には  
雇用主の皆様の  
協力が不可欠です。

職場という居場所

安定した生活

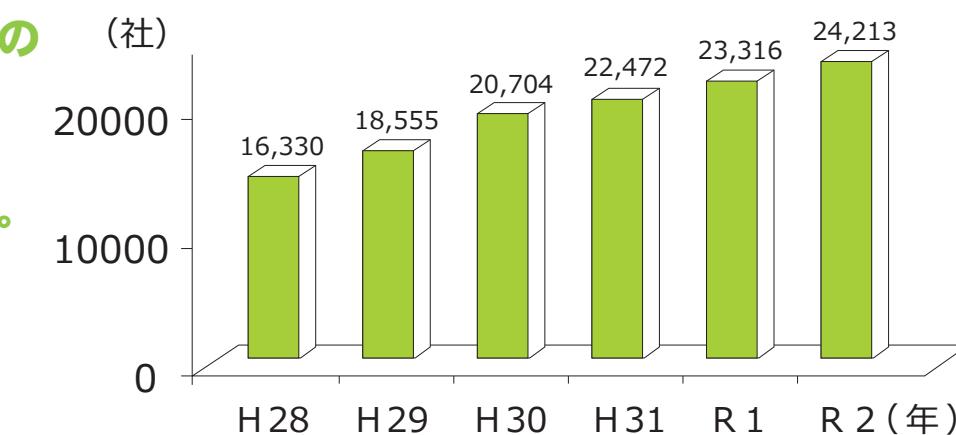
周囲の励まし

犯罪や非行からの立ち直りで  
安全安心な社会へ

犯罪や非行をした人の再犯と就

## 4

全国で**2万社以上**の  
「協力雇用主」の  
皆様にご協力  
いただいています。



(出典：平成28年～31年は4月1日現在、  
令和元年以降は10月1日現在、法務省保護局資料)

## 5

関係機関が  
全面的に  
バックアップ  
します。

□ 雇用前の手続きのご案内

▢ 雇用後の相談

▢ 保護観察所

▢ コレワーク

▢ 刑務所・少年院、法務少年支援センター

▢ ハローワーク

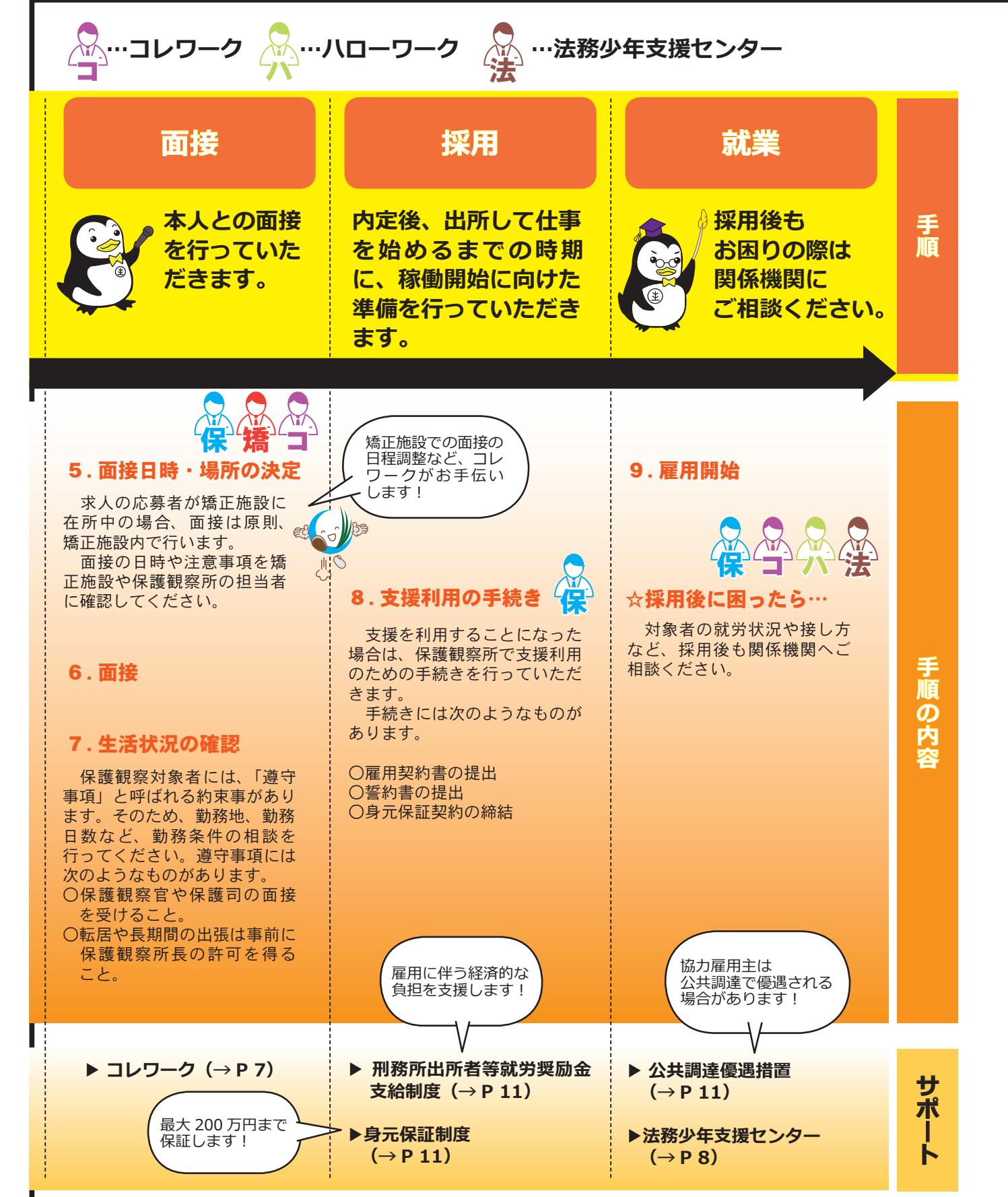
▢ 地方公共団体など

次ページから雇用の手順や  
支援制度をご紹介します。

労には大きな関係があります。

# 2 雇用の手順

2 雇用の手順



# 3

## 事業主への支援 事業主の方がご利用できる支援制度について

3 事業主への支援

1 現状と制度

2 雇用の手順

3 事業主への支援

4 就労に向けた取組

5 Q & A

6 相談先

### 相談に利用できる機関



#### 保護観察所

保護観察とは、犯罪や非行をした人が社会の中で更生するように、保護観察官や保護司との定期的な面接による生活状況の把握と指導、就労や住居の調整などを行なうものです。

保護観察所では、保護観察中の人を雇用する場合の相談を受けており、例えば、求人の方法や雇用に当たって利用できる制度についてのご説明、協力雇用主（→P 13）の登録などを行なっています。



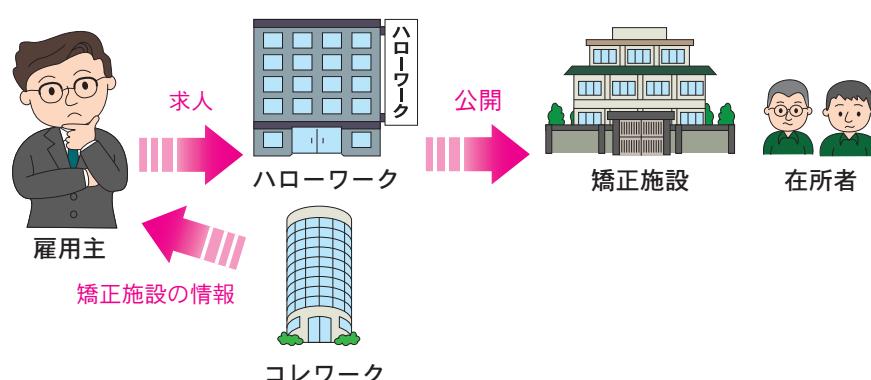
保護司による面接の風景

協力雇用主に登録することで、犯罪や非行をした人の雇用に際して受けられる支援の幅が広がる場合もありますので、犯罪や非行をした人の雇用に関心のある場合は、ぜひご登録ください。

#### コレワーク（矯正就労支援情報センター）

コレワークでは、事前に事業主の雇用ニーズをお伺いし、雇用条件に合致する人がいる矯正施設をご紹介します。ハローワークで受刑者等専用求人（→P 9）をご利用いただく際に役立てください。

また、在所に対する求人に関わる各種制度の説明や、採用活動に必要な手続きのお手伝いのほか、刑務所や少年院の見学などの案内などをします。



全国に8カ所あるコレワークのうち担当地域のコレワークにつながります。（→P 15）

相談ダイヤル 0120-29-5089



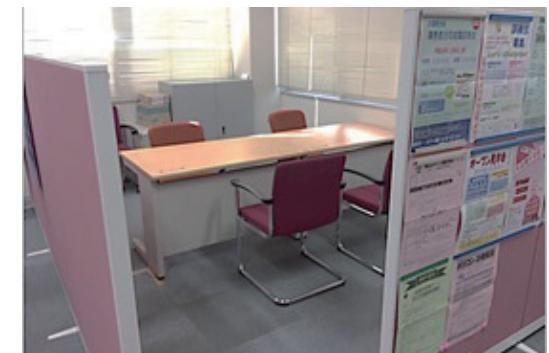
07

#### ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、事業主の方からいたいたい求人を、ハローワークに求職登録いただいている求職者の方に提供し、職業相談・職業紹介を行なっています。他にも雇用保険、各種助成金なども取り扱っています。

犯罪や非行をして人を雇用いただける事業主の方には受刑者等専用求人（→P 9）の申込みを受け付けています。ハローワークは矯正施設及び保護観察所と連携して、犯罪や非行をした人に求人票を提供し、ご希望に合う方をマッチングして紹介の連絡を行なっています。

また、犯罪や非行をした人のトライアル雇用（→P 10）等の案内もしていますので、ぜひご相談ください。



ハローワークの面接室の様子

#### 法務少年支援センター（少年鑑別所）

法務少年支援センターでは、地域における非行や犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。採用後に、仕事や職場の人間関係等に関する問題や悩みがあった場合には、心理学等を専門とするスタッフが、事業主の方や採用された人からの相談をお受けし、相談の内容に応じて心理検査や指導方法のアドバイスなどをさせていただきます。相談は全て無料です。（年齢に関係なく、どなたでも相談ができます。）。

#### 相談ダイヤル 0570-085-085

全国に52ヶ所ある法務少年支援センターのうち最寄りの法務少年支援センターにつながります。



08

# 求人に関して利用できる制度

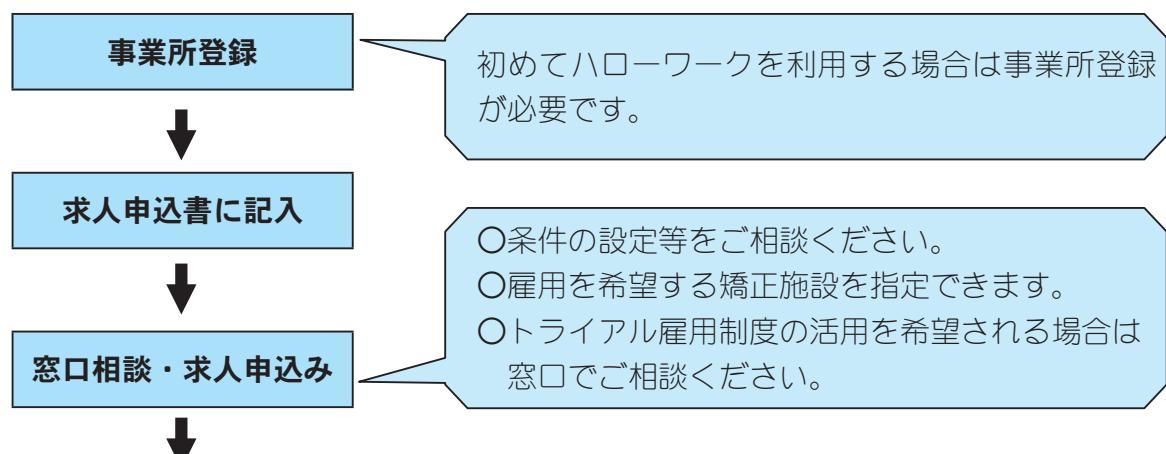
**受刑者等専用求人** 【お問い合わせ窓口】ハローワーク (→P 8、15)

犯罪や非行をした人を対象とした求人で、一般の求職者に対しては非公開です。受刑者等専用求人では、矯正施設の所在地、実施する職業訓練や職業指導、求職者の特性など事業主の雇用ニーズを満たす人を収容している矯正施設を指定することにより指定の矯正施設に求人票が送られて求職者が閲覧することになります。

受刑者等専用求人の求人票は、通常の求人票と同じものですが、指定した矯正施設が求人票の備考欄に記載されます。これにより、事業主が求めている人材を確保しやすくなるというメリットがあります。

## 「受刑者等専用求人」の申込み手続きは？

「受刑者等専用求人」の申込みは一般の求人と同様に、最寄りのハローワークにお越しいただき手続きをお願いします。



- ハローワークから矯正施設に求人情報・求人票を提供します。
  - ハローワークや矯正施設から受刑者等に求人票を提供し、求職者の希望に応じてハローワークから紹介の連絡を行います。

- 指定する矯正施設については、コレワーク（→P 7）にご相談いただけます。
  - 矯正施設を指定しない場合は、求職者のニーズに応じて矯正施設に提供されることになります。

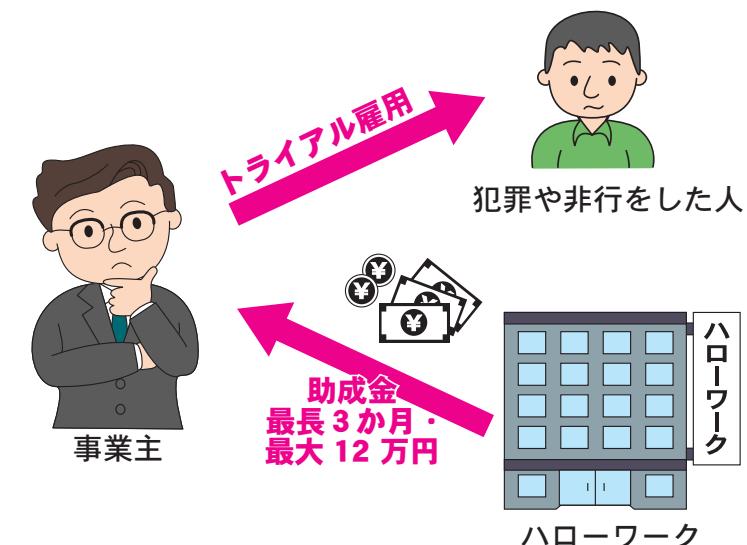
**トライアル雇用** 【お問い合わせ窓口】ハローワーク (→ P 8、15)

職業経験の不足などから就職が困難な人を、原則3か月間の試行雇用することで、対象者がその仕事に向いているかなどを見極め、正規雇用へ移行するきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

トライアル雇用期間中は、ハローワークや保護観察所などの関係機関が、必要に応じてアドバイスを実施します。また、トライアル雇用期間終了後も雇用を継続される場合は、必要に応じて相談や支援を行っています。

対象者一人につき、最大12万円（月額4万円×最長3か月間）の助成金が支給されます（助成金の支給には、報告書の提出等の一定の要件があり、トライアル雇用をしている間は刑務所出所者等就労奨励金（→P11）との併給はできません。）。

ご利用の際は、雇用保険に加入の上、ハローワークの窓口にて「トライアル雇用」及び「刑務所出所者等の雇用」を希望する旨をお伝えください。



※助成金の支給に関する手続きは、厚生労働省が委託する民間団体が行います。

職場体験講習／セミナー・事業所見学会 【お問い合わせ窓口】保護観察所（→P 7、15）

犯罪や非行をした人に、実際の職場環境での業務体験や、職場や社員寮の見学をしてもらうことで、就労意欲を喚起し、雇用を促進するとともに、事業主の方々に、犯罪や非行をして人について知っていただこうとする取組です。職場体験講習では、ご協力いただいた事業主の方々に最大2万4千円の講習委託費が支払われます。

# 3

## 事業主への支援 事業主がご利用できる支援制度について

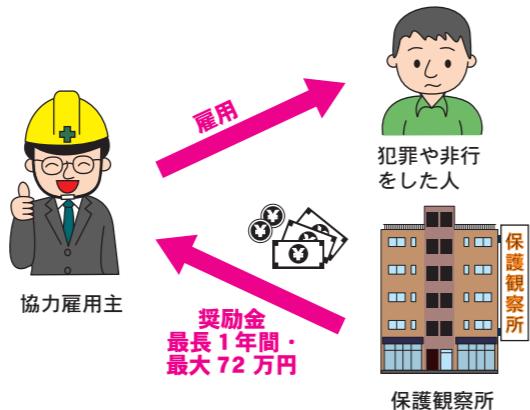
3 事業主への支援

### 雇用する際に利用できる制度

#### 刑務所出所者等就労奨励金制度 【お問い合わせ窓口】保護観察所 (→P 7, 15)

犯罪や非行をした人を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して奨励金をお支払いします。最長1年間で最大72万円が支給されます。支給額は雇用条件や毎月の出勤日数などにより決定されます。

奨励金の受給には、対象者に対して行っていただいた指導や助言の状況について、毎月、保護観察所に報告いただくことが必要となります。

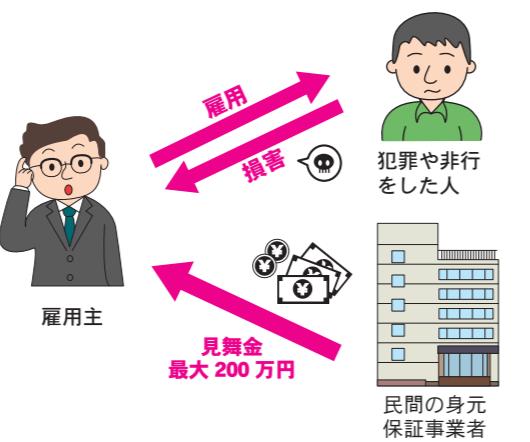


#### 身元保証制度 【お問い合わせ窓口】保護観察所 (→P 7, 15)

身元保証人のいない犯罪や非行をした人を雇用した日から最長1年間、事業主に業務上の損害を与えた場合、被保証者1人当たり200万円を上限（損害ごとの上限額100万円、累計の上限額200万円）として見舞金をお支払いします。

協力雇用主登録（→P 13）がなくてもご利用いただけますが、労働保険の加入に必要な手続きを行っていることが必要となります。また、対象者が雇用開始時に保護観察等の期間中である必要があり、あらかじめ保護観察所で手続きを行う必要があります。

なお、事業主の利用料負担はありませんが、欠勤時の損害や、対象者に損害賠償の資力がある場合、私的な金銭貸借などは保証の対象外となりますので、ご注意ください。



#### 公共調達優遇措置 【お問い合わせ窓口】保護観察所 (→P 7, 15)、地方公共医団体

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、協力雇用主（→P 13）による保護観察対象者の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。また、近年、同様の優遇措置を導入する地方公共団体も増えています。詳細については各地方公共団体にお問い合わせください。

# 4

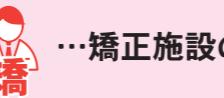
## 犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組

4 就労に向けた取組

矯正施設・保護観察所・ハローワークでは、犯罪や非行をした人の就労意欲の喚起、就労技能の付与、雇用情報の提供など、就労に結び付けるための取組を行っています。



…保護観察所の取組



…矯正施設の取組



…ハローワークの取組

### 就労支援指導・職業生活設計指導

就労支援指導の必要がある人に対し、矯正施設では就労支援指導を、少年院では職業生活設計指導を行っています。これらの指導では、就労生活に必要な基本的スキルやマナー、問題解決場面への対応方法などを指導することで、犯罪や非行をした人が社会復帰後、就労した職場で円滑に人間関係を保ち、就労が長続きするよう支援を行っています。

### 職業訓練・職業指導

矯正施設では、雇用ニーズを踏まえた多様な職業訓練及び職業指導を行っており、これらを受けることで、就労後役立つ資格を取得することができます。



建設機械科職業訓練  
主な取得資格  
・小型車両系建設機械  
・大型特殊自動車運転免許

矯正施設における主な職業訓練一覧		
理容科	介護福祉科	電気通信設備科
美容科	ビル設備管理科	建設く工事科
溶接科	販売サービス科	クリーニング科
船舶職員科	測量科	農業科
自動車整備科	ビルハウスクリーニング科	ビジネススキル科
建築科	CAD技術科	医療事務科
情報処理技術科	情報処理技術科	建設機械科
フォークリフト運転科	綜合美容技術科	内装施工科

※ 訓練の様子を実際に見ることもできますので、ご興味のある方はぜひ矯正施設にお問い合わせください。コレワーク（→P 7）でもお問い合わせを受け付けています。

### 矯正施設の就労支援専門官・就労支援スタッフ

矯正施設にキャリアコンサルタント等の就労支援に関する資格を持つ就労支援専門官・就労支援スタッフを配置し、専門知識を生かして就労支援対象者との面接、ハローワークや事業主との連絡調整等を行っています。

### ハローワーク相談員の矯正施設への駐在

一部の矯正施設では、ハローワークの相談員が矯正施設に駐在して就労支援を行う取組を行っています。ハローワークの相談員によるきめ細かな支援により、矯正施設在所中の採用内定が増加するなどの効果が上がっています。

1 現状と制度

2 雇用の手順

3 事業主への支援

4 就労に向けた取組

5 Q & A

6 相談先

# 4

## 犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組

4 就労に向けた取組

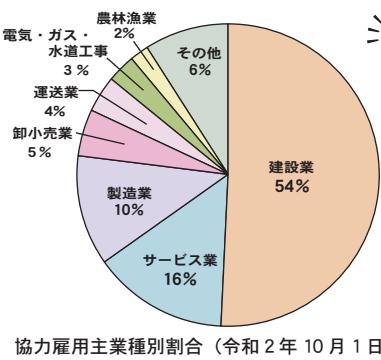
### ハローワークと保護観察所の連携による支援

ハローワークの担当者と保護観察官が連携して、担当者制の職業相談・職業紹介を行っているほか、トライアル雇用（→P 10）、職場体験講習、セミナー・事業所見学会（→P 10）といった支援メニューを用意の上、きめ細やかな就労支援を実施しています。

### 協力雇用主制度

犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人であるという事情を理解した上で雇用してくださる事業主を協力雇用主といいます。

保護観察所に協力雇用主として登録をしていただくことによって、例えば、保護観察対象者を雇用する場合に刑務所出所者等就労奨励金（→P 11）の支給や公共事業などの入札の優遇措置（→P 11）を受けることができるようになります。



#### 様々な業種の事業主の登録をお願いしています

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰や職場定着のためには、事業主の方との適切なマッチングが重要です。そのため、様々な業種の事業主の方にご登録いただきたいと考えています。

【お問い合わせ窓口】保護観察所（→P 7）

### 協力雇用主としてのやりがい（有）野口石油代表取締役 野口義弘さん

野口石油は、一人一人の頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている。それらをお互いに認め、引き出す職場にしています。

こうした思いを持つことになったのはある保護観察少年を雇ってからです。保護司の妻が担当していた16歳のK男でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいるが相談相手もなく、非行を重ねていましたが、本当は淋しがり屋で心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK男に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に信じて任せることの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から雇用依頼があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆頑張っています。

厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことなく、経営を助けてもらっています。



### 更生保護就労支援事業

国が民間事業者に委託し、犯罪や非行をした人のうち就労が困難な者について、きめ細かな就職活動の支援と、職場定着の支援を行っています。

# 5

## Q & A よくあるご質問にお答えします。

5 Q&A

1 現状と制度

2 雇用の手順

3 事業主への支援

4 就労に向けた取組

5 Q&A

6 相談先

### Q. 犯罪や非行をした人を雇うのは怖くありませんか？

犯罪や非行をした人について不安を感じるのはもっともと思いますが、まずは一度、実際に彼らと面接していただきたいと思います。面接の結果、彼らの人柄や就労へのやる気、事情を理解し、雇用してくださった方が、全国に多数いらっしゃいます。面接を行うに当たっては、関係機関が日程調整などのお手伝いをさせていただきます。

### Q. 窓口が複数あり、まずはどこに相談すればいいかわかりません。

お近くの保護観察所、ハローワーク又はコレワークいずれでも差し支えありません。お電話での相談も可能です（コレワークではメールやホームページのお問い合わせフォームでも可）。ご相談内容に応じて、他機関の利用方法も含めてご案内します。

### Q. 協力雇用主登録や求人登録をしたのに応募がなかなか来ません。

職種や時期により求人に応募がない場合もあり得ます。保護観察所やコレワークでは、受刑者等専用求人で指定する矯正施設の見直しやマッチングに結び付けるためのお手伝いができる場合もありますのでご相談ください。

### Q. 採用後、犯罪や非行をした人にどのように接したらよいですか？

皆様の企業に新たに就職される他の方々と同様に、温かく接していただきたいと思います。犯罪や非行をした人を雇用されている事業主の方から、同じ目線で接すれば、今までと違う生き生きとした表情を見せてくれるようになったという声があります。また、保護観察所では他の協力雇用主の雇用経験を聞くことのできる研修なども行っていますのでご活用ください。

### Q. 採用後、犯罪や非行をした人がきちんと動かなくて困っています。

保護観察所・ハローワーク・法務少年支援センターに、また、少年院を出た人については、少年院にもご相談ください。関係機関が連携し、問題の解決に協力させていただきます。

### Q. 遠くの刑務所や少年院に入っている応募者と面接するのが大変です。

刑務所や少年院が遠方にある場合には、テレビ会議システムを利用して採用面接を行うことができます。また、旅費を支給することができる場合もあります。刑務所、少年院、コレワーク又は最寄りの保護観察所にご相談ください。

### Q. 保護観察対象者を雇う場合、気を付けなければいけないことはありますか？

就労後、保護司や保護観察官による面接や指導を受けさせるために休暇取得などのご配慮をお願いする場合があります。また、保護観察対象者が生活する上で必ず守らなければならないルール「遵守事項」（転居や1週間以上の出張には保護観察所の事前の許可が必要、飲酒が禁止されている場合があるなど）へのご配慮をお願いします。



# ご相談先

1 現状と制度

2 雇用の手順

3 事業主への支援

4 就労に向けた取組

5 Q & A

6 ご相談先

犯罪や非行をした人の雇用について、次の相談機関に、お気軽にご相談ください。  
QRコードを読み取ると各機関の住所や連絡先をお調べいただけます。

## 保護観察所

- 協力雇用主や奨励金について知りたい
- 保護観察対象者とはどう接すればいいの？  
→事業所のある都道府県の保護観察所にご相談ください。  
【担当窓口】就労支援担当



## コレワーク

- 求人の条件に合う人がいる刑務所や少年院について教えてほしい
- 雇用方法や制度がよく分からぬ…  
→電話やメールでお気軽にご相談いただけます。  
☎ 0120-29-5089  
(担当地域のコレワークにつながります。)



## ハローワーク

- 刑務所や少年院への求人の出し方が知りたい
- トライアル雇用に興味がある  
→最寄りのハローワークの窓口にご相談ください。



## 法務少年支援センター

- 仕事を長続きさせたい
- 部下をうまくサポートしたい
- 従業員となった出所者のやる気を引き出したい  
→相談ダイヤルにお気軽にご相談下さい。  
☎ 0570-085-085  
(最寄りの法務少年支援センターにつながります。)



配布機関の連絡先など記載欄